

事 務 連 絡

平成 17 年 10 月 4 日

都道府県介護保険担当主管課（室）御中

厚生労働省老健局介護保険課

システムインタフェース仕様書（加除第 3 号）の送付について

介護保険制度の円滑な推進については、種々ご尽力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、平成 17 年 9 月 9 日付事務連絡「平成 17 年 10 月制度改正等に伴う介護給付費明細書の記載例及び介護給付費単位数等サービスコード表等の送付について」にてご連絡いたしましたシステムインタフェース仕様の全体版について、インタフェース仕様書の変更頁の加除第 3 号を作成いたしましたので、送付いたします。

つきましては、管下の市町村等に対しまして、本資料を速やかに配付していただきますよう、よろしく願いいたします。

なお、本資料につきまして、各国民健康保険団体連合会へは、国民健康保険中央会から送付する予定となっています。

（補足）インタフェース仕様の一部変更について

「境界層措置の運用の詳細について」（平成 17 年 9 月 21 日老介発第 0921001 号）の 2 具体的な事務処理に基づき、境界層措置該当者にかかる居住費の負担限度額の設定方法に対する変更（負担限度額の適用がある居住区分のみに額を設定する）があります。（保険者編 18 - 1 ページ 1.3.1 受給者異動連絡票情報 備考欄 20 の説明書き）

なお、加除第 3 号及び WAM-NET へは、変更後の内容にて記述（掲載）済みであることを申し添えます。